

答 申 第 2 8 7 号
令和 6 年 5 月 3 0 日

奈良県知事 殿

奈良県情報公開審査会
会 長 野 田 崇

奈良県情報公開条例の解釈運用基準の改正（手数料等）について（答申）

令和 6 年 5 月 9 日付け法文第 84 号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

記

奈良県情報公開条例の解釈運用基準の改正（手数料等）については、妥当である。